

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 27 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 27 年 3 月 3 日

午前 9 時 30 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 平成 26 年度有田川町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 26 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 26 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 26 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 26 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 26 年度有田川町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 27 年度有田川町一般会計予算
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 27 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 27 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 27 年度有田川町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 27 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 27 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 13 号 平成 27 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 14 号 平成 27 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 15 号 平成 27 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 16 号 平成 27 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 17 号 平成 27 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算
- 日程第 21 議案第 18 号 平成 27 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第 22 議案第 19 号 平成 27 年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算
- 日程第 23 議案第 20 号 平成 27 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 24 議案第 21 号 平成 27 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 25 議案第 22 号 平成 27 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 26 議案第 23 号 平成 27 年度有田川町水道事業会計予算
- 日程第 27 議案第 24 号 有田川町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例

- の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 有田川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第26号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第27号 有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第28号 有田川町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 有田川町重度心身障害児（者）医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第30号 有田川町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第31号 有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第32号 有田川町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第33号 有田川町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第37 議案第34号 有田川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第38 議案第35号 有田川町「きび」会館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第39 議案第36号 有田川町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第37号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第38号 有田川町少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第39号 有田川町立児童館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第43 議案第40号 有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第44 議案第41号 有田川町立保育所設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第45 議案第42号 有田川町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第46 議案第43号 有田川町保育料徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第47 議案第44号 有田川町立保育所条例の制定について
- 日程第48 議案第45号 有田川町特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例の制定について

日程第49 議案第46号 有田川町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第50 議案第47号 有田川町道路線の認定について

日程第51 議案第48号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について

日程第52 議案第49号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
6番	殿 井 堯	7番	佐々木 裕 哲
8番	岡 省 吾	9番	森 谷 信 哉
10番	堀 江 眞智子	11番	中 山 進
12番	新 家 弘	13番	湊 正 剛
14番	増 谷 憲	15番	橋 爪 弘 典
16番	亀 井 次 男		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

5番 森 本 明

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

7番 佐々木 裕 哲 9番 森 谷 信 哉

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永一朗	消 防 長	前 田 英 幸
総務政策部長	武 内 宜 夫	住民税務部長	清 水 美 宏
福祉保健部長	辻 勇	産業振興部長	林 孝 茂
建設環境部長	佐々木 勝	総 務 課 長	中 裕 準
企画財政課長	一ツ田 友 也	教 育 委 員 長	早 田 智 代
教 育 長	楠 木 茂	教 育 部 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 中 西 満 雄 書 記 林 美 穂

8 議事の経過

開会 9時31分

○議長（湊 正剛）

おはようございます。

5番、森本明君から欠席の届け出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、第1回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成27年第1回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時35分

○議長（湊 正剛）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、佐々木裕哲君、9番、森谷信哉君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（湊 正剛）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、2月25日に開催された委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、中山進君。

○議会運営委員長（中山 進）

おはようございます。

議長より指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告申し上げます。

去る2月25日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日程等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から3月25日までの23日間とさせていただきます。一般質問は17日、18日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第4から日程第52までの議案49件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会において御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、議案第1号から議案第6号及び議案第47号から議案第49号について、議案審議を本日もお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（湊 正剛）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間をしたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月25日までの23日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（湊 正剛）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、議案49件であります。

また、本日の説明員は町長ほか13人であります。

次に、監査委員より、平成26年11月、12月、平成27年1月分の例月現金出納検査の結果及び水道事業出納検査・定期監査の結果報告を受けていますので、お手元に配付のとおり御報告いたします。

次に、各一部事務組合等議会に関する事項については、お手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4から日程第52までの議案49件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第52までの議案49件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

それでは、平成27年第1回定例会に提出させていただきました議案の提案理由の説明を申し上げたいと思います。

本日、ここに平成27年有田川町議会第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には、何かとお忙しいところ御参集賜り厚く御礼申し上げたいと思います。

平成27年度予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様に、一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

我が国の動向を見ますと、人口減少・超高齢化社会を迎えるに当たり、地域がみずから考え、責任を持って取り組むことが重要であるとのことから、地方創生を旗印に、

さまざまな取り組みがなされようとしています。今後は、地域人口ビジョンや地方版総合戦略の策定と、それに基づく地域づくりなど、ますます地方の独自性と、責任が重要となってきます。

また、県内においては、本年は紀の国わかやま国体の開催、高野山開創1200年の年となります。本町としては、これらを契機に観光誘致、町政の活性化に取り組み、さらなる発展の年となるよう願っています。

こうした中、有田川町はことしで10年目という節目の年を迎えます。皆様とともに町全体の均衡ある発展を目指し、頑張ってきましたが、おかげさまでまちづくりも順調に仕上がりがつつあることを喜んでいきます。10年の節目を町民の皆さんとともにお祝いし、町の発展に尽くしていただいた皆さんに改めて感謝の気持ちをお伝えできればと思います。

また、道路網整備なくして町の発展は考えられないと思っています。424号、480号などの国道、海南金屋線などの県道の整備を強く、国、県へ働きかけ、地域の活性化に努めてまいります。

また、子育て支援と子どもたちが安心して勉学に励むことができる体制づくりも、より一層充実しなければなりません。

防災においては、近年、南海トラフの巨大地震など、地震や津波の発生が懸念されております。有田川町は和歌山県の津波の想定浸水区域外ではありますが、大災害が起こったときも、消防防災拠点である消防庁舎を防災の拠点として迅速に救助を行える体制を整えております。今後においても常に防災意識を高め、危機感を持って取り組む体制づくりに努めてまいります。

一方、財政状況においては、一段と厳しさを増すと予想され、新しいまちづくりを推進する上で、大きな変革期を迎えることとなります。限られた財源のもとで町民の生活の豊かさを継続的に求めていくためには、さらなる効率化と、新たな意欲を持って時機を捉え創意工夫を凝らし、町行政を運営していかなければなりません。

今後においても、いつも住民の安全・安心を第一に考え、豊かで住みよいまちづくりの実現と、さらなる町の発展により一層の努力をしてまいりたいと思います。

それでは、予算について御説明申し上げます。

平成27年度予算は、住民のニーズや財政状況の変化に対応しつつ、将来的にも安定した財政運営ができる予算を編成することを柱とし、新町まちづくりの基本方針である、第1次有田川町長期総合計画後期基本計画、すこやかで安らぎのある、心豊かなまち・地域の特性を生かし、多様な産業、観光・交流機会のあるまち・自然と共生し、快適に暮らせるまち・地域一体となり、新しい時代を創造するまち・ふれあい、学びあい、生き生きとした暮らし育むまち・住民参加とさまざまな交流により開かれたまちを目標とし、常にコスト意識を持って事業の緊急性や必要性を熟慮した上で、取捨選択や効率的な執行に取り組むことが重要であると考えています。

予算編成につきまして、歳入に重点を置いた、一般財源枠配分方式を本年度も実施しています。このことによりまして、計画的な歳出の適正化と効率化を図るとともに、本町の継続可能な財政構造を構築するという目標に向け、予算編成に努めており、本町の抱える課題、問題点等を全職員が共有することにより、真に住民が必要とする事業を優先し、職員の英知を結集し、最小の経費で最大の効果を上げるよう、万全の体制で取り組んでいきたいと考えております。

本年度の一般会計予算額は、保育所整備事業や、強い農業づくり交付金事業などの大型事業により、前年度に比べ17億3,600万円多い、160億9,600万円となっています。

また、一般会計・特別会計予算の合計額は、国民健康保険事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の増額により、前年度に比べ31億7,930万円多い、278億8,393万2,000円となっています。

今後も町民の皆様の御理解をいただきながら、行財政改革に取り組むとともに、住民サービスの向上と財政の健全化に努めてまいります。

それでは、本定例会に上程させていただきました議案は、予算案件23件、条例案件23件、その他案件3件の合計49件であります。

それではまず、議案第7号の平成27年度有田川町一般会計予算について、御説明申し上げます。歳入・歳出予算規模は、前年度に比べ、12.1%増の、額にして17億3,600万円多い、総額160億9,600万円となっています。

歳入の主なものとしまして、町税は前年度並みの27億5,182万9,000円を計上しています。

町民税については9億3,330万3,000円、法人町民税については、1億5,527万8,000円、前年度比101.0%、固定資産税については13億5,454万5,000円、前年度比97.9%、町たばこ税については2億1,141万1,000円、前年度比96.5%を見込んでいます。また、他の町税については、おおむね前年並みの計上をしています。

なお、徴収率は納税意識が高く、県下でトップクラスに位置しているところであります。また、滞納対策についても、職員による個別徴収は今まで以上に努力することはもちろんのこと、今後も和歌山地方税回収機構等も活用し、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

地方譲与税については、1億5,600万円、前年度比98.1%を計上しています。

各交付金の主なものについては、地方消費税交付金に2億6,800万円を、ゴルフ場利用税交付金に3,600万円を、自動車取得税交付金に2,800万円を計上しています。

また、その他交付金においても、平成27年度地方財政対策を踏まえたものとして

います。

地方交付税については、国から地方公共団体へ交付される総額は1兆7,548億円で、前年度に比べ1,307億円、0.8%減額となっております。本町においては、26年度の見込額より推計し、前年度比1億円減の64億円を計上しています。

分担金及び負担金は1億7,881万1,000円を、使用料及び手数料は1億2,696万3,000円を、国庫支出金は、11億4,150万2,000円、前年度比108.2%を、県支出金は、強い農業づくり交付金事業の増により25億1,706万9,000円、前年度比184.2%を、基金繰入金では財源不足分として財政調整基金を3億円繰り入れするとともに、その他目的基金を合計3億8,236万5,000円繰り入れしています。

町債は15億8,570万円を、主なものとして、臨時財政対策債に4億5,600万円を、総務債に1億2,000万円を、民生債に5億1,860万円を、農林水産業債に1億3,680万円を、土木債に2億8,460万円を、消防債に3,070万円を、教育債に3,900万円をそれぞれ計上しています。その他の歳入につきましても、従来の歳入実績に基づいて、それぞれの科目に計上いたしております。

歳出につきましては、款別に主なものとして、1款議会費は、1億2,014万1,000円を計上しています。

2款総務費は、前年度より1,710万7,000円少ない12億2,107万1,000円を計上しています。

主なものとしましては、一般管理費では昨年度より614万7,000円少ない3億1,710万4,000円を、企画費では一般コミュニティ助成事業補助金として1,220万円を、電子計算費では、電算システムの委託料等に6,026万7,000円を、交通安全対策費では、工事請負費に522万6,000円を、情報通信基盤施設費では、施設設備管理委託料に3,789万8,000円を、施設設備使用料に1,227万1,000円を、過疎対策費として、コミュニティバス運行委託料に1,307万円を、生活バス運行補助金に557万円を、共聴施設整備事業費のテレビ共同視聴施設整備事業補助金に552万3,000円を、徴税費の賦課徴収費では、納期前完納報奨金などの報償費に3,450万円を、地番図・家屋図作成委託料等に1,582万4,000円を、戸籍住民基本台帳費の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に951万3,000円を、選挙費の農業委員会委員一般選挙費として、697万4,000円を、また、和歌山県議会議員一般選挙費として1,575万5,000円をそれぞれ計上しています。

3款民生費は、前年度より5億5,634万円多い45億8,070万円を計上しています。主なものとして、社会福祉総務費では、町社会福祉協議会補助金に4,100万円を、臨時福祉給付金に9,000万円を、国民健康保険事業特別会計へ繰入金として2億7,900万2,000円を、障害者福祉費では、障害福祉サービス費



に3億9,598万円を、扶助費として重度心身障害児者医療費等に7,680万6,000円を、老人福祉費では、委託料として、敬老会委託料に1,105万円を、高齢者福祉センター運営委託料に1,318万6,000円を、生きがい活動支援通所事業委託料1,180万円を、有田郡老人福祉施設事務組合なぎ園の負担金として3,676万3,000円を、シルバー人材センター補助金として878万円を、老人クラブ補助金として558万3,000円を、後期高齢者医療広域連合負担金として538万2,000円を、扶助費として老人福祉施設入所措置費等に5,715万5,000円を、繰出金として、介護保険事業特別会計へ5億697万7,000円を、後期高齢者医療特別会計へ4億8,897万円を、それぞれ計上しています。

児童福祉総務費では、委託料として、放課後児童健全育成事業委託料や病児・病後児保育委託料、公立保育所及び私立保育所広域入所委託料及び私立保育所入所委託料等に1億9,318万5,000円を、補助金として、子育て世帯臨時特例給付金として1,080万円を、扶助費として、乳幼児医療費及び子ども医療費扶助に7,917万6,000円を、児童措置費では、児童発達支援事業給付費補助金として1億2,184万円を、扶助費として、ゼロ歳から中学生を対象とした児童手当等に4億4,100万円を、母子福祉費では、扶助費として、ひとり親家庭医療費に2,582万4,000円を、保育所費としては、保育所整備事業に5億8,590万9,000円を計上したことにより、前年度より5億7,492万3,000円多い、13億4,661万8,000円を計上しています。

4款衛生費は、前年度より1,923万2,000円多い、13億6,566万6,000円を計上しています。主なものとしましては、保健衛生総務費では、委託料として、妊婦一般健康診査委託料及びがん検診委託料等に5,068万円を、予防費では、予防接種委託料に、高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料など7,036万3,000円を、風しん・小児インフルエンザワクチン接種助成金等として794万8,000円を、環境衛生費では、二川小水力発電施設建設工事費として2億664万7,000円を、太陽光発電設備設置工事費として1,460万円を、一般住宅用太陽光発電設備導入補助金として800万円を、有田聖苑事務組合分担金として641万9,000円を、清掃費のじん芥処理費では、委託料として、ごみ収集運搬業務委託料など、9,849万4,000円を、自動車購入費として600万円を、有田周辺広域圏事務組合分担金、衛生施設分に2億1,890万3,000円を、同じく環境センター交付税算入分負担金として4,853万4,000円を、し尿処理費では、有田周辺広域圏事務組合分担金、衛生施設分として、7,874万3,000円を、同じくクリーンセンター交付税算入分負担金として1,318万6,000円を、合併処理浄化槽設置補助金に1,932万4,000円を、浄化槽事業特別会計への繰出金として412万6,000円を、上水道費では、簡易水道事業特別会計への繰出金として2億9,123万9,000円を計上しています。

5款労働費の労働諸費では、有田川町雇用創出推進基金活用事業等に、5,774万8,000円を計上しています。

6款農林水産業費は、強い農業づくり交付金事業の増により、前年度より11億8,734万7,000円多い、27億8,624万円を計上しています。農業振興費では、中山間地域直接支払制度交付金に2億5,280万3,000円を、鳥獣害防止対策事業費補助金に1,609万7,000円を、強い農業づくり交付金に12億円を、青年就農給付金事業経営開始型補助金に787万5,000円を、多面的機能支払交付金に3,922万4,000円を、農地費では、農村総合整備事業として、小川農道新設事業費などに1億5,680万円を、小規模土地改良事業として2,500万円を、地籍調査費では、委託料として、地籍調査測量等委託料に2億2,746万3,000円を、排水事業費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金として、2億3,489万5,000円を、簡易排水事業特別会計への繰出金に130万4,000円を、林業費の林道維持改良費では、工事請負費として、林道宇井苔白馬線他3路線に2,200万円を、林道新設改良費では、育成林整備事業の工事請負費として、日物川境川線・峠上二澤線工事に1億5,455万8,000円を、森林整備費では、森林整備地域活動支援交付金に324万円を、間伐等実施事業補助金に1,539万5,000円を、低コスト施業に伴う作業道開設事業補助金に800万円をそれぞれ計上しています。

7款商工費は、前年度に比べて2,146万1,000円多い、2億2,073万6,000円を計上しています。商工総務費では、商工会補助金として1,842万8,000円を、観光費では、委託料として、ふるさと体験施設指定管理料、1,990万円など4,042万円を、かなや明恵峡温泉特別会計への繰出金として、3,438万円を計上しています。

8款土木費は、前年度より5,689万6,000円多い、10億8,256万7,000円を計上しています。道路橋りょう維持費では、工事請負費として、道路橋りょう維持修繕事業に8,850万円を、道路新設改良費では、委託料として、橋りょう長寿命化修繕測量設計業務委託料等に、6,400万円を、工事請負費として、辺地対策事業や合併特例事業及び防災・安全交付金事業などに3億2,490万円を、用地購入費に7,500万円を、物件補償費に4,300万円を、下水道費の公共下水道費では、公共下水道事業特別会計への繰出金として2億8,101万1,000円を計上しています。

9款消防費は、消防救急無線デジタル化事業の減少により、前年度より1億2,568万8,000円少ない7億7,067万5,000円を計上しています。消防施設費では、工事請負費として、防火水槽整備工事費に1,000万円を、旧消防庁舎解体撤去工事費に2,835万円を、備品購入費として、資機材搬送車に835万4,000円を、負担金として、消防救急無線デジタル化事業負担金に2,117万2,

000円などをそれぞれ計上しています。

10款教育費は、前年度より、2,662万8,000円多い、10億9,621万4,000円を計上しています。通学対策費では、委託費として、スクールバス等運行維持管理委託料等に7,261万2,000円を、義務教育振興費では、町の施策として、特色ある学校づくり施策への教育活動奨励交付金に874万6,000円を、社会教育費の公民館費では、五西月公民館の耐震補強工事費に654万5,000円を、図書館費では備品購入費として、図書購入費に1,200万円を計上しています。

12款公債費では、元利償還金に26億2,947万6,000円を計上しています。

13款諸支出金の基金費では、積立金として、合併地域振興基金などへ前年度並みの1億3,736万5,000円を計上しています。また、一般会計から各特別会計への繰出金として、総額21億2,190万4,000円を計上しています。

その他にも、所要の経費を計上した結果、平成27年度一般会計予算は、歳入・歳出それぞれ160億9,600万円、前年度比12.1%の増と相なりました。

次に、各特別会計予算について、御説明申し上げます。

議案第8号は、平成27年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算であります。

国民健康保険事業は、医療費の動向に大きく左右されるものでありますので、疾病の早期発見、早期治療を目指すことはもちろん、予防医療に最重点を置いた健康づくり事業を推進しているところであります。

年々、医療費は増加、被保険者は減少という、依然として厳しい状況の中、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費等に44億1,845万6,000円、前年度比15.2%増を計上しています。

なお、この財源として、国民健康保険税、国・県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び繰入金等を充てることにしています。

議案第9号は、平成27年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本年度予算として、後期高齢者医療広域連合納付金等に6億9,632万8,000円、前年度比1.5%増を計上しています。

この財源として、保険料及び一般会計繰入金等を充てることにいたしております。

議案第10号は、平成27年度有田川町介護保険事業特別会計予算であります。介護保険事業に要する保険給付費として、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び地域支援事業費等に前年度並みの30億6,193万2,000円を計上しています。

この財源として、保険料、国・県支出金、支払基金交付金、及び繰入金等を充てることにいたしております。

議案第11号は、平成27年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算で

あります。特別養護老人ホームしみず園の施設管理費や基金積立金などで、547万2,000円を計上しています。

この財源として、指定管理事業者負担金・拠出金や特別養護老人ホームしみず園基金からの繰入金などを充てることにいたしております。

議案第12号は、平成27年度有田川町簡易水道事業特別会計予算であります。施設費の水道施設管理費では、委託料として施設設備管理委託料等に4,789万9,000円を、水道施設整備費では、清水地区統合事業及び西ヶ峯簡易水道生石地区施設整備事業などに係る、委託料、工事請負費等に3億2,148万2,000円を計上し、予算総額は7億9,076万7,000円と相りました。

この財源として、分担金及び負担金、使用料、国庫支出金、繰入金及び町債等を充てることにいたしております。

議案第13号は、平成26年度有田川町公共下水道事業特別会計予算であります。

施設管理費として、4,068万2,000円を、施設整備事業費では、委託費として、上水道移設工事委託や出・西丹生図・垣倉地区の詳細設計委託や吉備浄化センターの水処理施設増設分の下水道事業団への委託等に9億2,803万6,000円を、植野地区と角・尾中地区の管渠布設工事や、下津野一ツ松と長田、水尻地区の舗装工事、水尻地区の推進工事などに10億7,128万円を、公債費に2億7,044万9,000円を計上し、予算総額は24億822万6,000円と相りました。

なお、財源として負担金、使用料、国・県支出金、繰入金及び町債等を充てることにいたしております。

議案第14号は、平成27年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算であります。現在、吉原地区、田殿地区、徳田地区、吉見地区、熊井・奥地区の5つの処理施設が供用中であります。農業集落排水施設管理費として、1億824万8,000円を、公債費に、1億5,138万2,000円を計上し、予算総額は、2億8,626万5,000円と相りました。

なお、財源として、分担金、使用料及び繰入金等を充てることにいたしております。

議案第15号は、平成27年度有田川町簡易排水事業特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、簡易排水施設管理費、町債の元利償還金等に、218万6,000円を計上しております。

議案第16号は、平成27年度有田川町浄化槽事業特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、施設管理費、町債の元利償還金等に、855万1,000円を計上しております。

議案第17号は、平成27年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算であります。

本年度予算は、施設管理費等に1億638万円を計上しています。

この財源として、使用料、販売収入などの諸収入及び繰入金を充てることにいたしております。

議案第18号は、平成27年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算は、財産区管理会委員の報償金等に5万7,000円を計上しております。

議案第19号は、平成27年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算につきましては、財産区管理会委員の報償金及び予備費等に42万6,000円を計上しております。

議案第20号は、平成27年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算は、財産区管理会委員の報償金及び予備費等に187万3,000円を計上しております。

議案第21号は、平成27年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員の報償金及び公有林整備事業債の元利償還に伴う繰出金等に90万円を計上しています。

議案第22号は、平成27年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員の報償金及び予備費等に11万3,000円を計上しております。

議案第23号は、平成27年度有田川町水道事業会計予算であります。

まず収益的予算です。水道事業収益が、4億775万5,000円で、主に水道使用料でございます。

水道事業費用は、3億8,038万2,000円を計上しており、その内容は、水道施設の維持管理費や企業債償還利息等の経常経費、及び減価償却費などでございます。

次に資本的予算です。資本的収入は3億2,372万円で、主に公共下水道事業に伴う移設工事負担金です。

資本的支出は、5億4,543万8,000円を計上しており、建設改良費と企業債償還元金であります。建設改良費の主たる内訳は、小島地区第10水源地整備工事、公共下水道工事に伴う水道管布設替工事などです。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額、2億2,171万8,000円は、消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填いたします。

以上で、平成27年度当初予算の説明を終わります。

次に、平成27年度予算以外の議案について、御説明いたします。

議案第1号は、平成26年度有田川町一般会計補正予算第7号であります。

今回の補正は、歳入においては、通常予算としての町税、分担金、国・県支出金及

び町債等現時点での、見込み得る額が把握できましたので、増減補正するものであります。

また、補正の大きなものとして、特に、国の補正予算で採択された主なものとして、地域住民生活等緊急支援交付金として1億269万4,000円を、社会資本整備総合交付金事業補助金として1,176万円を、また、その他の補正として、がんばる地域交付金として2,940万6,000円を、農地災害復旧事業費補助金として2,736万円を、有田周辺広域圏事務組合清算金として2,835万8,000円を、前年度繰越金として1億5,658万5,000円などを、それぞれ歳入として、計上しております。

また、歳出においては、国の補正予算に伴う補正として、地域住民生活等緊急支援交付金事業のうち、地域消費喚起・生活支援型分として、プレミアム商品券の発行や子育て応援給付に6,150万9,000円を、地方創生先行型として地方版総合戦略の策定費用や、少子化対策・地域仕事支援事業・観光振興・子ども子育て支援の充実などの事業に4,830万円を、土木費の道路橋りょう費では、防災・安全交付金事業として、法面・斜面对策事業に2,000万円を、国の補正予算関連事業以外として、災害復旧費の林業用施設災害復旧費に1,199万9,000円を、基金費では公共施設整備基金積立金として3億円などを補正し、その他の歳出につきましても、補助基準額の変更等による事業費の変更等、所要の補正を行い、未執行額となる見込額を減額した結果、今回の補正額は、7,963万5,000円の増額補正を行うものであります。補正後の予算総額は、151億8,558万8,000円と相なりました。

議案第2号は、平成26年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、共同事業拠出金等、見込み得る額が把握できましたので、3,688万9,000円の減額補正を行うものであります。補正後の予算総額は、38億5,921万5,000円と相なりました。

なお、財源といたしまして、繰越金を計上するとともに、国庫支出金・一般会計繰入金・基金繰入金を減額しています。

議案第3号は、平成26年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金等の見込み得る額が把握できましたので、89万円の補正を行うものであります。補正後の予算総額は、7億2,239万3,000円と相なりました。

なお、この財源として保険料等を充てることにしています。

議案第4号は、平成26年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、介護予防サービス計画作成業務委託料等、121万2,000円の補正を行うものであります。補正後の予算総額は、30億9,125万2,000円と相なりました。

なお、この財源として繰入金及び諸収入を充てることにしています。

議案第5号は、平成26年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、入湯税等400万円の減額補正を行うものであります。補正後の予算総額は、7,600万円と相なりました。

なお、財源といたしまして、施設使用料を実績見込みにより減額するとともに、一般会計からの繰入金を増額しています。

議案第6号は、平成26年度有田川町水道事業会計補正予算第2号であります。

収益的予算の補正として、収入では、水道事業収益の現計予算4億3,328万9,000円に対し、548万1,000円の増となります。その主な内容は、引当金の戻入益であり補正後の予算額は4億3,877万円となります。

支出では、水道事業費用の現計予算4億882万8,000円に対し4,852万1,000円の増となります。その主な内容は、会計制度改正による過年度の退職給付引当金を特別損失として計上したものであり、補正後の予算額は4億5,734万9,000円となります。

議案第24号は、有田川町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

現行の条例では、非常勤職員の報酬表について、正規職員の給料表のうち1級の部分だけを取り出し、改めて規定し直しています。今回の改正では、別表の報酬表を削除し、有田川町職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表を準用するように規定を見直すものであります。

議案第25号は、有田川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、条例に基づく行政指導等について、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、地籍集成図、一筆図、その他成果の公布について、文言の解釈の見直しにより、所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、県単独医療費助成制度において、平成27年8月診療分から訪問看

護療養費、家族訪問看護療養費が補助対象になることに伴い、有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例における給付対象に、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費を追加するものであります。

議案第28号は、有田川町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、県単独医療費助成制度において、平成27年8月診療分から訪問看護療養費、家族訪問看護療養費が補助対象になることに伴い、有田川町子ども医療費の支給に関する条例における支給対象に訪問看護療養費、家族訪問看護療養費を追加するものであります。

議案第29号は、有田川町重度心身障害児者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、県単独医療費助成制度において、平成27年8月診療分から訪問看護療養費、家族訪問看護療養費が補助対象になることに伴い、有田川町重度心身障害児者医療費支給条例における給付対象に、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費を追加するものであります。

議案第30号は、有田川町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、県単独医療費助成制度において、平成27年8月診療分から訪問看護療養費、家族訪問看護療養費が補助対象になることに伴い、有田川町乳幼児医療費の支給に関する条例における給付対象に、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費を追加するものであります。

議案第31号は、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

介護保険法の規定により、介護保険計画が3年に1度、見直されることとなっており、今回、第6期介護保険計画を策定するに当たり、平成27年度から平成29年度までの介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の推計を行い、それに伴う保険料の算定見直しを行いました。

また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設に伴い、既存事業の移行や多様な受け皿の整備等が必要となり、一定の時間をかけて準備し、総合事業を実施していく必要があるため、条例で事業実施の猶予について定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第32号は、有田川町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、介護保険法第42条の2、第2項第1号の厚生労働省令で定める複合型サービスが看護小規模多機能型居宅介護とされたため、所要の改正を行うものであります。



議案第 33 号は、有田川町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

地域主権改革一括法による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について条例で定める必要が生じたため、条例を制定するものであります。

議案第 34 号は、有田川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

地域主権改革一括法による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について、条例で定める必要が生じたため、条例の制定を行うものであります。

議案第 35 号は、有田川町「きび」会館条例を廃止する条例の制定についてであります。

きび会館については、保育所統合による用地として平成 27 年 4 月 1 日に廃止となるため、条例を廃止するものであります。

議案第 36 号は、有田川町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、きび会館が平成 27 年 4 月 1 日をもって廃止されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 37 号は、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、きび会館が平成 27 年 4 月 1 日をもって廃止されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 38 号は、有田川町少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、きび会館が平成 27 年 4 月 1 日をもって廃止されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 39 号は、有田川町立児童館条例を廃止する条例の制定についてであります。

昭和 55 年 4 月 1 日より吉備児童館が開設され、たくさんの子どもの憩いの場として施設が利用されてきましたが、現在休館中であります。また、保育所統合による新施設を建築するため、条例を廃止するものであります。

議案第 40 号は、有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、清水学童保育所が本格的に活動を開始したことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 41 号は、有田川町立保育所設置条例を廃止する条例の制定についてであり

ます。

児童福祉法第39条及び子ども・子育て支援法第19条の規定により新しく設置する有田川町立保育所条例に盛り込むため、条例を廃止するものであります。

議案第42号は、有田川町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施基準の条例委任がなくなったため、この条例を廃止するものであります。

議案第43号は、有田川町保育料徴収条例を廃止する条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、幼稚園、認定こども園、保育所の利用者からの費用負担の徴収等について、新しく設置する有田川町特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例に規定するため、この条例を廃止するものであります。

議案第44号は、有田川町立保育所条例の制定についてであります。

家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児の保育を行うため、児童福祉法第39条に規定する保育所として、有田川町立保育所を設置し、子ども・子育て支援法第19条に規定する子どもの保育、時間外保育、一時預かり事業を実施するため、条例を制定するものであります。

議案第45号は、有田川町特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、幼稚園、認定こども園、保育所の利用者から費用負担の徴収等についての基準を条例で定める必要が生じたため、条例を制定するものであります。

議案第46号は、有田川町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、児童福祉法が改正され、日々保護者の委託を受けて保育に欠ける幼児を保育するためという表現が用いられなくなったため、所要の改正を行うものであります。

議案第47号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字彦ヶ瀬地内、町道野中線、延長350メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第48号及び議案第49号の2議案につきましては、それぞれ有田川町教育委員会委員の任命について、同意を求めるものであります。

議案第48号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。有田川町大字金屋625番地、前任氏を有田川町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第49号も同じく、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。有田川町大字天満356番地1、牛居美佐氏を有田川町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湊 正剛）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に、3階中会議室において全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願い致します。

~~~~~

休憩 10時42分

再開 13時01分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

……………日程第4 議案第1号……………

○議長（湊 正剛）

日程第4、議案第1号、平成26年度有田川町一般会計補正予算第7号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第1号について質疑をさせていただきます。

今回、国の政策によりまして、新しい事業が盛り込まれているわけですが、この中で地域住民生活等緊急支援交付金事業があります。2億円弱であります。このことについてお伺いするわけですが、1点目は総合戦略策定業務委託料、671万円余りの積算根拠を説明していただきたいと思っております。

2つ目に、この計画は多分委託されると思うのですが、委託先はどのようなところを考えておられるのか、これが第2点目。

3つ目に、計画の柱になってくるわけですが、5年間のビジョン計画ということを知っておるのですが、このビジョンの中心的な柱と申しますか、どのように考えてい

かれるのか。

4点目として、この策定に当たって委員の選任も必要になってくると思うのですが、委員は何人で、どのような代表の方を選んでいかれる予定なのかという点です。

それから5つ目に、これを計画されて実行に移っていく中で、何年後になるかわかりませんが、その計画の実現性を、いわゆるPDCAといいますか、結果が問われてくることになると思うのですが、この判定はどんな形でされるのかということがあります。

6つ目、最後ですが、長期総合計画の策定も新年度予算を見たら載っておりましたので、これとの整合性との関係も出てくると思うのですが、この総合戦略の計画と長期総合計画との関連性をどのように捉えて、計画をつくっていくのか御説明いただきたいと思います。

最後、7点目ですが、プレミアム商品券と子育て応援給付金の2つの事業が消費喚起ということで盛り込まれておりますけれども、まず、プレミアム商品券の場合、以前にもこのような商品券の発行をして、消費喚起を促すという事業をやられたと思うのですが、しかし実際に、これらの事業に使った先はほとんどが量販店で、地元の小さな店には回り回らなかったといういきさつがあったと思います。本当に消費喚起というのであれば、地元の業者に対してどれだけの消費喚起を拡充していくかというのが本来の目的だと思いますので、その点は地元消費の喚起を促すための方策として、どのように捉えていかれるのか、その点を御説明いただきたいのと、子育て応援給付金の場合ですが、これは3,500万円を設定しておりますけれども、私は商品券よりも、やはり有田市さんが組んだように、住宅リフォーム制度のほうが波及効果が10倍以上になると言われておりますが、そのほうがよっぽどいいのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

7点ばかり、私のほうに質疑があったように思っております。

まず、最初に委託料の根拠でございますけれども、それはどうかということでありました。この委託料につきましては、コンサル会社のほうへの見積もりの結果でございます。その内容につきましては、アンケート調査の実施と、その集計並びにアンケート調査をした結果の分析、このことを見積もり依頼しまして、出てきた数字がこの数字でございます。

2点目はどんな業者と言われました。委託先はまだ決定等はきちんとはしておりませんが、数社に見積もり依頼したところによりますと、その部分につきましては、長期総合計画の後期計画をした業者さんであったりということでございますので、ちょっと業者名は差し控えたいと思っております。出版会社とか、そういうところが

主でございます。

それと3点目でございます。この部分の計画の柱というのはどのようなものかということでございます。まず、国で示しておられる基本の目標というものにつきましては、1番目の柱は地方におけます安定した雇用を創出するというようなことがございますので、まず雇用の創出、そして地域への新しい人の流れをつくるというようなことで、都市圏、東京圏が今、仕事の主になっているようなことでございますけれども、地方のほうへも東京圏のような企業を誘致したり、会社を集めてきたりとかいう、そういう施策もこの中に入っているのかなと、このように思っております。

それと、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるということで、これにつきましては、うちの長の施策にもいろいろございますので、うちの町はそれ以上に何かやっていけるものがあつたらなということで、計画を組んでいきたいなと思っております。

それと、最後の4点目におきましては、時代に沿った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するというようなことございまして、いろいろ県の施策においても、定住の自立圏というか、そういうもので過疎の地域の部分で、うちも清水地域ではやった経験がございます。その大きい版が何とかできないかというようなことも、私一人の意見ではございますけれども、そういうことも考えております。

今後、何分にも部長、課長を交えまして、やはりこのことについては前向きにできるだけ住民の意見を聞きながら推進していかねばいけないなと思っております。

それと、計画は計画で立つのだけれども、その後、PDCA、これについてはどういってやっていくのだということでございます。ただ、今、この平成27年度から平成31年度までの、この5カ年計画をできるだけ早い時期に、ことしの年末ぐらいまでにはできたらいいなと思っております中で、PDCAをどうするのだということも、ちょっと自分の意見だけになってしまうのですけれども、1年、1年、なかなかそれを検証するということは大変なのかなと思いますので、今後、できるだけ、年単位で見まわしていくべきだとは思っておりますけれども、それができない場合だったら、途中で1回だけ、きちんと見直すとかという方向で、自分は考えておるところでございます。

それと、もう1点あつたように思います。長期総合計画と整合性をどう思っているのかというようなことございまして。もちろん、長期総合計画の後期計画も来年度、平成27年度で、10年間で終わりになってまいります。それと平成28年度には新たな計画を、10年間のをつくらなければならないということになってございますので、地方版の総合戦略計画書、このことをつくりながら、もちろん先ほど申しましたとおり、アンケート調査をすることになっています。それも次の長期総合計画を立てる上の参考になることも、そこへ入れていって、住民の意見を聞いて、この

総合戦略をつくるのと、長期総合計画をつくるというものを同時に進行していかなければいけないのかなと思っておるところでございます。

委員につきましては、今、十五、六名というような考えをしております。各町で、旧町単位で申しますと、5人出てきていただいたら、15人、それへもう1人入れてというようなことで考えておるところでございますけれども、何分にも長期総合計画をした後の検証してもらおう委員さんがまだ13名おります。12名と議長さんが入ってくれて13名でやっている、この委員さんもございますので、この委員さんと重複するかということにつきましては、ちょっと今のところ、上司ともきちんとそこはきちんと詰めていない状況でありますので、人数だけは16名程度ということで、お許しいただきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

プレミアム商品券につきまして、お答えいたします。

今回の緊急経済対策の背景の中には安倍内閣の3本の矢、いわゆるアベノミクスを全体的に日本全国、推進していく中で、こうした政策の中で特に景気は緩やかな回復基調になってきておるといことが言われておりますが、ただ残念ながら個人消費については弱さが見られるという中で、今回、プレミアム商品券につきまして、私どものほうでも発行するような計画になってございます。

その中で、個人商店と大型店というので、そこら辺をどのようにしようかなというので、いろいろ検討させていただきました。その結果、約1万円で商品券を1万2,000円分購入していただけます。その割合なのですけれども、普通の一般商店で使える商品券と、大型店と一般商店で使える共通の商品券という2種類に区分して発行していこうというふうに、今、考えてございます。ただ、その割合につきましては今後、商工会の方々と協議して、割合を幾らぐらいにするか、半々にするのか、あるいは四分六にするのかというのは協議させていただきたいと思っております。

それと、先ほど、有田市のほうではリフォームのほうでとおっしゃいましたけれども、今回、私どものほうは個人消費ということから考えますと、リフォームされる方々よりも、子育て支援ということで、中学生以下、3,500人ぐらいの生徒がございまして。その方々にこういうふうな1万円の商品券、またプレミアム商品券とは違うのですけれども、子育て商品券をお配りして、子育て支援に回すほうが消費を喚起できるのではないかとこのように考えましたので、そちらのほうをする予定でございます。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再度、質疑をさせていただきます。

まず、総合戦略策定業務の中身になってくるんですが、地方創生の中には公共施設の連携の問題を書かれているんです。例えば、この辺でいうと、有田郡市、広域的に見て、例えば広川町なんかで大きな体育館があるし、湯浅町に郡体があるということで、そういう施設は幾つもあるのは、もうやめようじゃないかと。1カ所にして、どちらかを使って、そこへみんな集まってもらうという、そういう連携協議に入っているんです。もし、それをやられますと、そこに決められた施設はお金もつきますけれども、それから外れた施設は自分のところの町で、町単で、市単で維持管理費を持たないとできなくなって、お金がつかなくなってしまいますのです。だから、そういう連携協議については本当に慎重に考えていかないと、住民側からいいますと本当に使えなくて不自由になって、いろいろな問題点が出てくるのではないかと、そういう心配点が1つあると思います。

それから、もう1つ、若い世代の子育て問題の項目も入れられるということなので、ぜひ子ども医療費の引き上げなんかも検討で入れていただきたいなというのがあります。

それから、この計画によって、人口設定、何年後ぐらいにはどれだけの人口を設定していくことになるのかというのを明らかにしていただきたいです。

それから、策定委員を16人ぐらいという御説明がありました。策定委員を選ぶ場合、既成の団体から、よく選出されるケースが多いんですが、そうではなくて、本当にこれからのまちをどうしていくかという大きな計画をつくっていくわけですから、若い世代へ、特に移住してきた若い人なんかも、その策定に参加できるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

再質疑がございましたので、お答えしたいと思います。

このことについては、上司といっことも相談していないような状況の中で、答弁というのは難しいのですが、自分の考えといいますか、そのことだけ言わせていただきたいと思います。

公共施設の連携協議ということも最初にお話をいただきました。これについては議員さんがおっしゃるとおり、利用する住民にとっては不利益になる部分だと思っておりますので、そのことにつきましては協議はもし、しなければいけないということであるのであったら協議はするにしても、できるだけうちのほうへ主を持ってきたいなと思っておりますし、廃止するというようなことは到底すべきものではないように思っております。

それと、子ども医療費の引き上げについては、いつも長も申しておるとおり、できるだけ、財源等々があったら上げるということも言ってくれていますので、そこらは前からの答弁のとおりでございます。

人口設定でございます。この計画での人口設定につきましては、大分向こうの話なんです。2060年の時点の人口推計まで出せというようなことになっています。ただ、この人口推計につきましては、コンサルの会社、最終、委託することになるんですけども、国のほうのシステムが構築されているようでございます。そのほうのシステムをうちも利用させていただきまして、入力等々はうちのほうでして、推計というのはある程度の部分が出せるのかなと思います。

それと、16名の委員のうち、若い世代とか、移住してきた人とを入れて、いろいろ意見を聞いてみてはどうかというような質疑だったと思います。これにつきましては非常に大事なことだと思います。既成の団体等々の代表者ということばかりにこだわらないで、できるだけ住民に近い人に聞かせていただくのも十分考えていかなければいけないと思いますし、有田川町がいいということで住んできてくれている人、この人も非常に大事なかなと思っていますので、今後きちんと協議して、どういう人になっていただくかということは、もう一度検討したいと思っています。

○議長（湊 正剛）

ほかにございませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

関連だけでも、僕も地方創生で先日、一般質問させてもらったんですけども、マスコミ報道によると、今、有田川町で担当が県とか、どこが話をしているのかなど。マスコミ報道によると、大体、地方で10万人規模の市を国のほうが考えていて、今、部長もちょっと答弁の中にあつたように、有田郡、郡市ぐらいが、小さくてもそのぐらいのというようなことで、我々としてはそうと違って、有田川町として、どう取り組んでいくのかという、こういう質問もさせてもらっていたんやけど、今の取り組みに感じ的好いので、基本的な問題で、そら町長とも相談しながらしているんやけれども、これは総務政策部長で今、そういう答弁があつたのだけれども、一遍、総務政策部長が地方創生で、窓口でやっているのであれば、今の感じの形がいいので、責めるのも何もないので、今の感じに、そういうマスコミでは、やはり10万人都市を地方自治体でと考えると。それで、今度はできる事業でといたら、物すごい限られているという、そんな報道があつたんで、担当のほうから、もし何だったら感じを聞かせていただきたいなと思います。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）



亀井議員さんの御質疑にお答えしたいと思います。

人口規模については、ほんまに大きなという新聞報道もございました。ただ、うちの地方版総合戦略計画書というものが当町だけの計画書というような認識を持っておりますので、先ほど郡内、連携してしなければならない部分もあるというのを聞かせていただいたんですけども、自分のところの有田川町、どんなに発展させていくかという、そこが戦略でやっていかざるを得ないのかなと思いますので、当町だけの計画というようなことでずっと進んでいくつもりでありますし、今回、補正予算で出させてもらった8項目のうち2つ、プレミアム券と子ども、子育ての関係のもの以外といたら、ある程度、来年、再来年と続いてやっていけるものもがございます。できるだけいろいろな意見を聞きながら、計画書は各部課、一丸となりましていいものをつくっていきたいと思っておるところでございます。

○議長（湊 正剛）

ほかにございませんか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第5 議案第2号……………

○議長（湊 正剛）

日程第5、議案第2号、平成26年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第6 議案第3号……………

○議長（湊 正剛）

日程第6、議案第3号、平成26年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第7 議案第4号……………

○議長（湊 正剛）

日程第7、議案第4号、平成26年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第8 議案第5号……………

○議長（湊 正剛）

日程第8、議案第5号、平成26年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第9 議案第6号……………

○議長（湊 正剛）

日程第9、議案第6号、平成26年度有田川町水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第50、議案第47号から日程第52、議案第49号までの議案3件を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第50、議案第47号から日程第52、議案第49号までの議案3件を先に審議することに決定しました。

……………日程第50 議案第47号……………

○議長（湊 正剛）

日程第50、議案第47号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第47号、有田川町道路線の認定については、産業建設住民常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、有田川町道路線の認定については産業建設住民常任委員会に付託して、審査することに決定しました。

……………日程第51 議案第48号……………

○議長（湊 正剛）

日程第51、議案第48号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、同意することに決定しました。

……………日程第52 議案第49号……………

○議長（湊 正剛）

日程第52、議案第49号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま、教育委員会委員に任命の同意がされました、前任委員、牛居美佐委員が来られています。御挨拶をお願いしたいと思います。

〔前任君、牛居美佐君 入場〕

○議長（湊 正剛）

ただいま、教育委員会委員に任命の同意がされました、2名の委員より発言の申し出がありますので、これを許可します。まず、前任委員、演台にお進みください。

○教育委員会委員（前任）

前任でございます。ただいま、教育委員に任命いただき、まことにありがとうございます。いただきました教育委員の榮譽を汚すことなく、有田川町の教育について微力ながら精進、努力いたしますので、どうか皆様の御指導、御支援をお願い申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（湊 正剛）

次に、牛居美佐委員、演台にお進みください。

○教育委員会委員（牛居美佐）

牛居美佐と申します。ただいま、有田川町教育委員に任命していただき、ありがとうございます。微力ではございますが、一生懸命務めさせていただきたいと思っておりますので、御指導、よろしくお願い申し上げます。

〔拍手〕

○議長（湊 正剛）

ありがとうございました。教育委員としてよろしくお願い致します。

〔前任君、牛居美佐君 退場〕

○議長（湊 正剛）

お諮りします。

日程第10、議案第7号から日程第50、議案第47号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、3月17日火曜日、午前9時30分から開議します。

なお、この後、中会議室で全員協議会を開きますのでお集まりください。

~~~~~

延会 13時32分